

# 大店立地専門家会議（H30.10.4）

## 議 事

日 時：	平成30年10月4日（木） 10：00～10：48	
会 場：	本庁舎地下1階 3号会議室	
出席者：	委員4名	今野座長、高橋委員、佐藤委員、道尾委員
	審査担当課7名	交 通：吉舗交通計画課駐車施設担当係長、佐竹係員、 騒 音：道環境対策課騒音対策担当係長、阿部係員 廃棄物：三國事業廃棄物課一般廃棄物係長、佐野係員、田中係員
	経済局3名 （事務局）	村田商業・金融支援課長、駒田商業・金融支援課商業振興係長 島田係員
	傍聴者	0名
	配布資料	会議次第・出席予定者名簿・配席図
事務局（課長）	<p>定刻となりましたので、専門家会議を始めたいと思います。</p> <p>前回の委員からご指摘のあった点の説明から始めさせていただきたいと思います。</p> <p>担当から説明させていただきます。</p>	
事務局	<p>前回、審議のありましたスーパーセンタートライアル屯田店に関しまして、設置者に対する留意事項として、夜間騒音における遮音壁の設置による効果の整理についてということで、高橋委員よりご発言いただきました。</p> <p>内容としましては、高さ2メートルの遮音壁を設置しておりますが、数値予測は1.2メートルの受音点でなされています。遮音壁の影響を受けずに直近住居壁際で受音する点など、届け出のあった予測地点よりも予測値が大きくなる地点の有無を確認してもらって、ありの場合は対応を整理してほしいという内容でございました。</p> <p>イメージとしては、縮尺などは大まかですが資料の図のとおりで、届出のあった受音点より予測値が大きい地点がないかどうかの確認を設置者をお願いしたところです。</p> <p>確認結果としましては、現状の届け出の状態では、遮音壁の上部を超えて建物に届く騒音が基準値を超えているということが判明いたしました。</p> <p>これは、別紙2の上の変更前の図で黄色く塗り潰しているところが全て基準値を超えているということが判明しました。そのため、夜間、22時から翌6時については、数値を超える黄色い部分について、駐車場を閉鎖するという運用を行うこととなりました。閉鎖した結果、別紙の下の変更後の青い部分が閉鎖区間となっております。</p> <p>この変更に伴いまして、上の変更前の店舗出入口付近に身障者駐車マスが2マス、赤丸で囲っているところがありますが、ここは使えなくなるということとなりますので、下の変更後の図のとおり、出入り口の右側に身障者用駐車マス2マスを入れ替えて設置してもらうことにしまして、後日、訂正願を届け出るよう依頼して、設置者より了承を得たところでございます。</p> <p>駐車マスに関しましては、一般用と身障者用、そのまま2マスずつ入れ替わる形になりましたので、届出台数につきましては、影響なく変更できるものとなっておりますので、</p>	

	<p>軽微ということで、6条2項の変更届ではなく、訂正願いということで受けつけたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
事務局（課長）	<p>ただいまのご報告につきまして、何か質疑等はございますか。</p>
高橋委員	<p>指摘させていただいた者として、一言お話しさせていただきたいと思います。</p> <p>基本的には、大店法の趣旨にのっとった予測方法等、適切に対応していただいておりますので、その対応につきましては、私としては問題ないと思っておりますけれども、具体的な細かい数値等につきましては、事務局のほうでもう一度精査していただいた上で進めていただければと思います。</p> <p>また、届け出というのは、書類的にはこういう形でいいのですが、今回、このような案件で、いろいろな対策をした上でクリアできるという事案になっています。そのため、運用に伴う対策がかなりを占めていますので、今回の審査とは関係ないと思っておりますが、そのあたりはしっかり運用するように指導なりをしていただければと思っております。</p>
事務局	<p>事前相談も受けておりますので、なるべくその段階で適切に運用指導できるよう、以後、留意してまいります。ありがとうございます。</p>
事務局（課長）	<p>ほかにご質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」と発言する者あり）</p> <p>特になければ、本日の審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の審議案件は、東苗穂1条2丁目複合店舗及びマックスバリュ月寒店の新設届2件でございます。それでは、今野座長に審議の進行をお願いいたします。</p>
今野座長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、本日の案件は新設の届け出2件となっております。</p> <p>それではまず、東苗穂1条2丁目複合店舗の概要説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>－事務局より概要説明－</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、報告のありました届け出店舗に関しまして、ご質問や審査に当たっての留意事項等がございましたらご発言をお願いしたいのですが、今回、進行の仕方について、事務局の島田さんから連絡があったと思っておりますけれども、交通、騒音、廃棄物、その他の項目ごとに進めてまいりたいと思います。</p> <p>また、できましたら、事前に指摘、注意なのか、質問なのか、意見なのかを明確にさせていただいてからご発言いただければと思います。</p> <p>まず、交通から行きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>説明会の資料を見ると、出席者が0人となっているようですが、そういうことは多々あることなのでしょうか。</p>
事務局	<p>一応、事前に新聞折り込み等でお知らせをしてはいるのですが、最近は0名ということも多くなっています。</p>
高橋委員	<p>多々あるということであれば理解いたします。</p>
今野座長	<p>ほかはいかがでしょう。</p>

高橋委員	私は交通の専門ではないのでわからないのですが、駐輪場が40台という台数が示されておりますけれども、その根拠はどういうものから導き出すのですか。
交通担当	札幌市で定めている自転車駐車場の附置義務条例があり、建物などを建てる時に、例えば店舗であれば、床面積何平米につき自転車1台分の駐車を設置する義務を課しています。厳密に言うと、条例の適用は商業地域と近隣商業地域もしくは都心部の駐輪場整備地域だけなので、当該店舗の場所は条例の対象にならないのですけれども、その数式を参考に出した数字に対して、それを上回る台数分を設置しているので大丈夫だろうという出し方をしております。
高橋委員	条例による数字というのは39台ですね。
交通担当	そうです。実際には条例の対象にはなっていないけれども、この数式を使うと39台になるということです。
高橋委員	39台というのはわかるのですが、届け出の40台という数字は何かをもとに導き出しているものなのかどうかということです。
交通担当	恐らく、駐車場等の配置の関係で1台当たりを割りつけしたところ、結果的に39を上回る40になったということではないかと思います。
高橋委員	今、質問させていただいたのは、調査をしているのですが、自転車の調査をしている時期が1月なのです。1月の調査ですと、当然、ゼロ台にしかかなり得ないと思います。そちらと関係していないということであればいいのですが。
交通担当	駐輪場の設置台数は、交通量調査とは関係していません。
今野座長	ほかに交通についていかがでしょうか。
道尾委員	質問ですが、A-10の駐車場等概要図で、A棟がコンビニだと思いますが、ここにも荷さばき用の車両がとまるようになっていきます。これは、B棟のユニクロの荷さばき施設Bのような経路をたどるのか、それとも、最寄りの出入口①を使うようになるのでしょうか。
交通担当	A-8ページに荷さばき車両の経路を示す図面があります。コンビニ側については、出入口③から入って①から出ていきまして、ユニクロのほうは出入口④近辺を利用するような計画になっています。
道尾委員	それに合わせた標示という配慮は今までの事例で言うとうろかなのでしょうか。大きな車両ではないという扱いになるのでしょうか。
交通担当	一般車と共用しているような場合は、荷さばき車両はここからという標示はしていないケースのほうが多いと思います。
今野座長	ほかに交通関係についてはよろしいでしょうか。
事務局	本日欠席された委員からは意見がなかったことをご報告させていただきます。
今野座長	続いて、騒音についてはいかがでしょうか。  (「なし」と発言する者あり)
	本日欠席されている委員からご意見はありますか。
事務局	ございません。
今野座長	続きまして、廃棄物関係に参りたいと思いますが、ご指摘、ご質問等はございませんか。

佐藤委員	質問ですが、C-7、A棟のコンビニエンスストアのほうです。このごみ保管庫は建物の中であって、ごみを搬出するときは店舗内を通過して外に出て収集車にごみを渡すという理解でよろしいですか。
廃棄物担当	図面で確認できる範囲では、外側に直接開かれていないので、後日確認させていただきます。
佐藤委員	意図としては、搬出に滞りがあって中に滞蔵してしまうのが嫌だなと思ったので、その辺をしっかりと運用していただきたいということです。店舗が開始されているようなので、その辺も聞いていただけたらと思いました。ちょっと気になりましたので、質問いたしました。
今野座長	廃棄物関係について、ほかにありませんか。 (「なし」と発言する者あり) それでは、その他についてはどうでしょうか。
道尾委員	D-1ですけれども、これは次の案件のページは全く同じです。これは別々の事案ということなので、個別に配慮する事項はないのか、今、項目立てられているものをそのまま当てはめて読めばいいのかという質問です。
事務局	本日の2件の案件につきまして、担当しているコンサルが一緒ということがありまして、定型文になってしまっているところがあります。基本的には、ベテランのコンサルですので、特別必要なことがあればしっかり記載してもらおうところになると思いますので、大丈夫かと思えます。
道尾委員	たまたま同じになったということですね。わかりました。
今野座長	ほかにありませんか。 (「なし」と発言する者あり) それでは、本日欠席された委員からはありませんか。
事務局	こちらも同様に、特段のご意見はございませんでした。
今野座長	確認ですが、佐藤委員のお話は、届出者に対する質問ということでよろしいですね。
佐藤委員	そうです。
今野座長	それでは、委員の皆様からも特段のご意見がないようですので、本件の審議結果は、市として第8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われるようですが、異議ございませんか。 (「異議なし」と発言する者あり) それでは、専門家会議意見として、市として意見なしとすることが適当であると判断いたします。 また、審議の中で佐藤委員からご質問がありましたけれども、ごみ搬出の問題については、事務局から設置者に確認していただいて、結果に問題がありましたら、最終的な意思決定に反映いただければと思います。 続きまして、2件目のマックスバリュ月寒店の概要説明をお願いします。
事務局	－事務局より概要説明－
今野座長	ただいま報告のありました届け出店舗に関しまして、ご質問や審査に当たっての留意事

	<p>項等がございましたらご発言いただければと思います。</p> <p>まず、交通の面について何かございますか。</p>
道尾委員	<p>質問です。</p> <p>資料のA-10のところですが、国道36号線側の入り口①は、基本的に歩行者が進入しない経路ということでしょうか。</p> <p>説明会でも質問事項があったように思いますが、出入り口①の白石中の島通側の1カ所だけが歩行者が出入りするところという捉え方でよろしいでしょうか。</p>
交通担当	<p>主な歩行者用の出入口としては図面上白石中の島通側とする計画になっております。</p>
道尾委員	<p>それでは、誘導用の案内サインやピクトグラムなど、視覚的にわかりやすいように配慮をいただけたらと思います。</p>
交通担当	<p>そのような標示ができないか、事務局を通じて事業者と相談したいと思います。</p>
今野座長	<p>ほかにかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、きょう欠席した委員からは何かございませんか。</p>
事務局	<p>特段の意見はございませんでした。</p>
今野座長	<p>続いて、騒音関係についてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>本日欠席の委員からは何かございませんか。</p>
事務局	<p>同様に、特段の意見はありませんでした。</p>
今野座長	<p>続きまして、廃棄物関係はいかがですか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>本日欠席の委員からは何かございませんか。</p>
事務局	<p>同様に、特段の意見はありませんでした。</p>
今野座長	<p>最後に、その他についてはどうでしょうか。</p>
道尾委員	<p>資料A-10の配置図について質問です。</p> <p>白石中の島通側の駐車場と歩道の境界のところはどうなるのでしょうか。</p> <p>例えば、フェンスのようなものなのか、生け垣のようなものなのか、歩行者用の通路も1カ所しかないということなので、歩道と敷地の境界がどんなあり方なのかというところをお伺いしたいです。</p>
交通担当	<p>厳密にどんなものを立てるかというところまでは確認していません。</p>
道尾委員	<p>お店なので、中の様子が外ににぎわいとして出すという要素もあると思いますし、すごく複雑な計画の内容だと思いますので、景観として感じのいいように、ただ、歩行者の進入がむやみに起こらないような配慮をいただけたらありがたいです。</p>
事務局	<p>これに関しては、具体的にどうなるか、事務局からコンサルに確認して、後ほどご報告させていただきます。</p>
今野座長	<p>ほかはよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、委員の皆様から特段の意見がなかったので、本件の審議結果については、市</p>

	<p>として第8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われませんが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>では、専門家会議意見として、市として意見なしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>なお、審議の中で道尾委員からありました誘導の配慮の問題について、専門家会議として指摘ありとして、市から設置者に特段の配慮をお願いしたいと思います。同様に、最後の問題についても事務局からご確認いただければと思います。</p>
高橋委員	<p>全体を通して、基本的に事務局への質問になると思います。</p> <p>これを見て、同じ業者だということはわかるのですが、B-12を見ると、測定時の機械の記載がありますが、これはどの程度まで正確に書かなければならない項目なのでしょう。</p> <p>例えば、今のものと前のものを見ると、測った日時が違うので、機械は違うのですが、例えば、ここに書いてあるリオンのNL-04というのは、多分、今は使えない機種で、JISにひっかからない可能性があります。もう一方は、今年度やっていることなので最新の機械を使ってやっています。これは、測った日時によって測定機器が全部違っていると思いますが、それを一つ一つ細かく書く必要はないのですか。</p>
事務局	<p>届け出書に記載する項目については決まりがあるのですが、使用する機器については特段の基準はございませんので、そこは設置者に委ねているところです。</p>
高橋委員	<p>基準はないということですが、ぱっと見て、違和感がありました。</p> <p>あわせて、先ほどの交通量の話についても、歩行者なり自転車なりについては周りの現状を把握するということをやっていると思いますが、1月のデータをもって自転車の現状というのは、かなり違和感を覚えます。後の案件のほうは、季節はわかりませんが、少なくとも雪が降っていない時期のデータを使っています。そのデータ自体をどういう目的でつけなければならないのかということもよくわからないのですが、法律的にどういうものをどういう形で使うのか、教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>まず、数値に関しましては、先ほど交通担当から説明があったとおりで、条例に基づく算定方式を参照して出すということが基本になっています。ですから、駐輪場に関しましては、実際にどれくらいというのは、最初の段階では気にしていないといえますか、まずは立地法の指針に従い数値を算出することになります。</p>
交通担当	<p>自転車の交通量の関係ですが、交通審査で使っている交差点の需要率の計算では自転車の交通量は使用せず、自動車と歩行者の交通量を用いて計算していますので、それで問題がないという判断をしています。駐輪場の台数については、交通量ではなく、実際の店舗の面積から算出しています。</p>
高橋委員	<p>基本的には、店舗の周りではこういう交通量があるという把握のための数値だと理解できます。ただ、それにしても、冬場のデータを持ってきて現状把握というのはちょっと厳しい気がします。特に、自転車については、同じ業者なので同じような書類になるのだと思いますが、見る側から言うと、1月の自転車のデータをつけられるぐらいだったら、な</p>

	<p>いほうがすっきりすると思います。</p> <p>気になったところをお話しさせていただきました。</p>
騒音担当	<p>今、騒音計の機械の話も出ましたので、その点について説明させていただきます。</p> <p>委員がおっしゃったように、リオンのNL-04というのは、恐らく20年以上前の機械だと思しますので、今は発売されていないものです。おっしゃったように、騒音計というのは、そもそも計量法に基づいて何年かに一回の検定が義務づけられています。その検定の対象にならなければ、この数値を用いるのは適切ではないというお話も出てくると思しますので、その点については確認させていただきまして、対応したいと思っております。</p>
高橋委員	<p>私も、細かいことはわかりません。先ほど言ったことは、何年か前に磁場に対してどうかというところでJISに合う、合わないという話があったと思っております。それも、その時点から適用されることなので、この機械自体については全く問題ないと思っております。ですから、今言ったような問題は全然ないと思っております。</p> <p>要するに、記載の仕方として、平成23年、26年、29年の測定の構成はみんな違うと思っております。ですから、それを全部書く必要があるのか、どこかだけを取り出して書くのか、書かないのか、そこはどのような書きぶりなのかを事務局で整理しているのかということをお聞きしたかったのです。</p>
今野座長	<p>今、高橋委員からいただいた数値の記載内容について、改めて事務局でご確認、ご検討いただければと思います。</p> <p>ほかはよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、本日の審議を終了しまして、進行を事務局に戻します。</p>
事務局（課長）	<p>皆様、審議をありがとうございました。</p> <p>今回の会議についてですが、現在、新設の届け出が3件提出されておまして、縦覧期間が11月9日までとなっておりますので、11月下旬から12月上旬に会議を開催したいと考えております。後日、日程調整についてご連絡させていただきます。</p> <p>なお、さらに1件の新設届が予定されておまして、こちらの審議が年度内の開催となる予定でございます。年度末の開催となる可能性が非常に高いので、皆様お忙しい中を調整させていただくことになると思っておりますが、ご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の専門家会議を終了とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>